

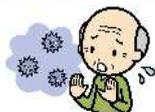
社協通信 No.128

# コラボ

発行日/令和2年4月17日  
 発行・編集 社会福祉法人六戸町社会福祉協議会  
 住所 〒039-2371  
 六戸町大字犬落瀬字柴山3-9  
 電話 0176-55-2943  
 FAX 0176-55-2947  
 E-mail rokunohe.shakyo.03@gaea.ocn.ne.jp  
 ホームページ http://www.rokunohefukusi.jp/

## ふれあい・いきいきサロン情報

全国的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、参加者の健康と安全を考慮し、5月開催予定のふれあい・いきいきサロンを中止することといたしました。



5月11日(月)  
 ・みなみサロン  
 ・長谷サロン

5月13日(水)  
 ・上町サロン  
 ・小平・柳町サロン

5月22日(金)  
 ・大曲サロン

5月27日(水)  
 ・鶴喰サロン

## 心配ごと相談所

生活の中で心配なことやお悩みはありませんか？ひとりで悩まず、まずはお気軽にご相談ください。秘密は守ります。

- 時間 9:00~12:00
- 場所 老人福祉センター



期 日	相談員
5月12日(火)	人権擁護委員 坂本りつ
5月26日(火)	行政相談委員 田中茂樹

26日は行政合同相談も開設いたします。  
 ※担当相談員は予告なく変更する場合があります。

## 老人福祉センターからのお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、5月の火曜日と金曜日の入浴事業は中止とさせていただきます。

皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。



令和2年度第1回  
 いきいきグラウンド・ゴルフ大会  
 延期(時期未定)について

5月27日(水)に開催を予定していましたが「令和2年度第1回いきいきグラウンド・ゴルフ大会」について、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から延期することといたしました。

なお、延期による開催時期については、状況を判断し周知させていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

★裏面もご覧ください。

# 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度

青森県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施しています。特例貸付の具体的な内容は下記のとおりです。

## ■休業された方向け（緊急小口資金）

- ・対象者 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等による収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
- ・貸付限度額 10万円以内  
(学校等の休業等の特例20万円以内)
- ・利子 無利子
- ・据置期間 1年以内
- ・償還期限 2年以内
- ・保証人 不要



## ■失業された方向け（総合支援資金）

- ・対象者 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
- ・貸付限度額 2人以上 月20万円以内  
単身世帯 月15万円以内  
※貸付期間は原則3ヶ月以内
- ・利子 無利子
- ・据置期間 1年以内
- ・償還期限 10年以内
- ・保証人 不要



**お問合せ先 六戸町社会福祉協議会 電話55-2943**

## あなたの生活をちょっとお手伝い 生活支援パートナー派遣事業

こんなことで困っていませんか？



ひとりでは大変だわ！

- ・お部屋の荷物整理をしたいけど、ひとりではちょっと大変！
- ・買い物したけど、重い荷物を運ぶのが大変！
- ・庭の草取りを手伝ってほしい！
- ・今までできたことが、困難になってきた！ など

生活の「困った」を助けてくれる人たちがいます！

ご相談を



職員がお伺いします



パートナーがお手伝い



- ☞ 一人暮らし高齢者または高齢者のみの世帯の方がご利用いただけます。
- ☞ 利用料金は10分100円となります。
- ☞ 活動は、月曜から金曜までの平日とし、原則パートナーと一緒にいきます。
- ☞ 車両での送迎は行っておりません。

**お気軽にお電話ください ☎ 0176-55-2943**